

議案第 6 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 16 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 22 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第5条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第3項の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(公務災害補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の市川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく公務災害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの期間に係るものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

## 理 由

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する公務災害補償に係る補償基礎額について非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。